

1. 事業の概要

環境省では、航空防除において散布された農薬を大気経路で人が吸入した場合の健康に及ぼす影響への関心が高まったことから、平成9年に、使用実態の多い10農薬を対象として、リスク管理の目安となる気中濃度評価値を設定し、公開した。

当該気中濃度評価値については、平成9年に設定した以降既に11年経過し、農薬の散布形態（有人ヘリ 無人ヘリ）や種類（約30 約90）が多様化していること、また、平成19年以降実施している農薬の吸入毒性調査の結果、新たな知見が収集されたことから、気中濃度評価値の見直しが喫緊の課題となっている。

本事業においては、気中濃度評価値の見直しを含め、農薬の大気経路による人の健康へのリスクを適切に管理することを目的として、以下の業務を行うものである。

(1) 吸入毒性に関する情報収集

空中散布の形態が有人ヘリコプターから無人ヘリコプターにほとんど取って換わってきたこと、無人ヘリコプターは有人ヘリコプターに比べ機敏性に富むため、住宅地の近隣まで農薬散布が可能であり、人への暴露の危険性が高くなる恐れがあることから、無人ヘリコプターによる散布において使用実態の多い農薬を対象とし、国内外の吸入毒性試験成績に関する情報を収集する。

(2) 吸入毒性試験の実施

(1)において吸入毒性試験成績に関する情報が入手できなかった農薬のうち使用量が多い、毒性が高い、農薬の物性で気化しやすい等の農薬について、動物を用いた吸入毒性試験を実施する。

(3) 農薬飛散実態調査

無人ヘリコプターによる農薬の飛散について、文献調査を行うとともに、農薬別、作物別の気中濃度の測定を行い、大気中の気中濃度の動態について分析、評価する。

(4) 検討会の開催

検討会を設置し、(1)～(3)の調査結果について検討し、農薬の大気経路による人の健康へのリスクを適切に評価し、管理する手法を確立する。

2 . 事業計画

	H 2 2	H 2 3	H 2 4
1 . 吸入毒性に関する情報収集			→
2 . 吸入毒性試験の実施			→
3 . 農薬飛散実態調査			→
4 . 検討会の開催			→

3 . 施策の効果

農薬の大気経路による人の健康へのリスクを適切に管理することにより、国民の健康被害の未然防止を図ることが出来る。

農薬飛散リスク削減に向けた取組み

航空防除10農薬について空中濃度評価値を設定(H9)

現在

住宅地等の使用実態の多い農薬をモデルとした吸入毒性評価の実施(H19~H21)

空中散布の形態変化(有人→無人)に伴う使用農薬や適用作物の多様化

目的

空中濃度評価値の再評価

評価対象農薬の見直し

農薬の大気経路による影響評価事業(H22~H24)

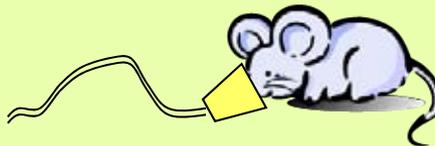
吸入毒性に関する情報収集

-吸入毒性試験成績に関する文献調査



吸入毒性試験の実施

-動物を用いた試験の実施



農薬飛散実施調査

-無人ヘリコプタによる農薬散布についてのモニタリング調査

